

定 款

一般社団法人広島県清港会

一般社団法人広島県清港会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人広島県清港会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部として主たる事務所を広島市に置く。

2 本会に、支部として従たる事務所を広島市、尾道市及び福山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、広島県内の主要港及びその周辺海域において、漂流物及び汚物等の除去並びに海洋汚染防止の啓発に関する事業を行い、もって航行船舶の安全を図るとともに、港湾の美観の保持及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)漂流物、汚物等を除去し、清掃及び整理を行うこと
- (2)漂流物、汚物等の流入、投捨て等の防止及び水面の汚濁防止に関する啓発を行うこと
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1)正会員 広島県内の主要港及びその周辺海域に関係を有する個人又は団体、及び本会の趣旨に賛同する個人又は団体
 - (2)賛助会員 本会の事業に協力する個人又は団体
- 2 前項の正会員、賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体である正会員は、その代表者 1 名を指名して届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 本会の賛助会員は、理事会の決議による推薦を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及

び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員については、会費の支払い義務は負わないものとする。

3 本会の運営上特に必要があるときは、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。

4 既納の会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会においては、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合においては、その会員は、出席したものとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において指名された出席者のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(設 置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 17名以上 21名以内

(2) 監 事 6名以内

(3) 理事のうち会長1名、副会長3名、専務理事を1名とする。

(4) 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって

同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長、及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する

3 副会長は、支部長を兼ねるものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って、算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日まで、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」と言う)第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 雑則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会の定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 「整備法」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の役員は、次のとおりとする。

役職名	氏 名	役職名	氏 名
理 事（会長）	深山 英樹	理 事	槇山 博之
理 事（副会長）	池澤 正樹	理 事	鳥越 敏樹
理 事（副会長）	川口 協治	理 事	本瓦 誠志
理 事（副会長）	山下 寛文	理 事	石井 耕二
理 事（専務理事）	松田 實	理 事	鈴木 範男
理 事	山本 勇二	理 事	兼田 伯男
理 事	上村 隆彦	理 事	松浦 昭夫
理 事	島本 泰吉	監 事	福本 亨
理 事	加藤 雅啓	監 事	橋本 志郎
理 事	西岡 誠治	監 事	古谷 秀次郎
理 事	坂本 篤勇	監 事	中西 康雄
理 事	山本 正直	監 事	西倉 基英
理 事	深山 隆一	監 事	金子 雅彦
理 事	箱崎 照男		